

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(VIII-1-3))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標VIII-1-3) 基本目標VIII: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>地域福祉課長 田仲 教泰</p>
--------------------------	---	-------------------	---------------	---------------	---------------------

<p>施策の概要</p>	<p>【包括的支援体制の整備】 ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等必要な取組を行う。 ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の取組を行う。 ・複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を行う。 【ひきこもり支援の推進】 ・支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を基礎自治体へ拡充。 ・相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設。 ・国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施する。</p> <hr/> <p>【福祉の支援が必要な刑務所出所者等への支援】 ・刑又は保護処分の実行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。</p> <hr/> <p>【成年後見制度】 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。</p>
--------------	--

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。 ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和3年12月末時点で約24万人。</li> <li>・全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。</li> </ul>
----------------------	---

達成目標		達成目標の設定理由
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。</p>	<p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。</p>
達成目標		達成目標の設定理由
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>市町村において、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する。</p>	<p>地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、包括的支援体制の整備が重要であるため。</p>
達成目標		達成目標の設定理由
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>ひきこもり状態にある方やその家族を孤立させず、相談しやすい環境づくりを促進するため、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置を推進する。</p>	<p>ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けられるようにするために、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションを設置し、支援体制整備を推進する必要があるため。</p>

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		年度ごとの実績値						
<p>① 中核機関を整備した市町村数(アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、権利擁護センター等を含む数値を記載した。</p>	-	-	1,741市町村	令和6年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	<p>本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしており、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関は権利擁護センターを含まないものとしている。</p>	

2	リーフレット等による 成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数(アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、権利擁護センター等を含む数値を記載した。	-	-	1,741市町村	令和6年度	-	-	前年度(559市区町村)以上	1,741市区町村	1,741市町村	同上	同上	
						470市区町村(H30.10.1時点)	559市区町村(R1.10.1時点)	642市区町村(R2.10.1時点)	808市区町村(R3.10.1時点)				
3	市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数(アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、市町村計画を策定した市区町村数を記載した。	-	-	1,741市町村	令和6年度	-	-	前年度(134市区町村)以上	1,741市区町村	1,741市町村	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。	
						60市区町村(H30.10.1時点)	134市区町村(R1.10.1時点)	285市区町村(R2.10.1時点)	829市区町村(R3.10.1時点)				
4	意思決定支援研修を実施している都道府県の数(アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数に記載した。	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	47都道府県	47都道府県	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。	
						-	-	15都道府県	47都道府県				
5	市区町村や中核機関職員等を対象とする「成年後見制度利用促進体制整備研修」の受講者を対象とした研修の満足度(アウトカム)	-	-	前年度以上の満足度(%)	毎年度	-	-	前年度(85.4%)以上	前年度(94.0%)以上	前年度(93.6%)以上		前年度実績値以上として設定する。 ・ 令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修が実施されている。 ・ この研修の受講者の理解を高めることが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するため、指標として設定したもの。 ・ また、市区町村の職員や中核機関の職員の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の満足度を目標値として設定している。	
						-	85.4%	94.0%	93.6%				
6	担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定を行った都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	-	47都道府県		本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしており、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。	
						-	-	-	-				
7	担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修を実施している都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	-	47都道府県	同上	同上	
						-	-	-	-				
8	市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	-	47都道府県	同上	同上	
						-	-	-	-				
9	協議会を設置した都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	-	-	-	47都道府県	同上	同上	
						-	-	-	-				
10	リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数(アウトプット)	-	-	1,741市町村	令和6年度	-	-	-	-	1,741市町村	同上	同上	
						-	-	-	-				
11	成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討を行った市町村数(アウトプット)	-	-	1,741市町村	令和6年度	-	-	-	-	1,741市町村	同上	同上	
						-	-	-	-				

12	重層的支援体制整備事業の実施自治体数(アウトカム)	-	-	対前年度比で増加	毎年度	-	-	-	42市町村	前年度比増	令和3年4月より施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が、円滑に移行することが重要であるため。	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制を整備すること自体が目標であるため。
						-	-	-	42市町村			
13	ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置数(アウトカム)	-	-	167自治体	令和4年度	-	-	-	-	167自治体	令和4年4月より、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充。また、ひきこもり支援ステーションを創設し、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指すため、基礎自治体での設置数を測定指標とした。	平成30年度までにひきこもり地域支援センターを全都道府県及び指定都市(67自治体)に設置済み。令和4年度からひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションを基礎自治体に設置を推奨し、新たに100自治体での設置を目指す。
(参考指標)						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由	
14	成年後見制度利用者数					218,142人	224,442人	232,287人	239,933人		成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的な需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適当である。しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。	
	認知症高齢者数					-	-	602万人(推計値)	-			
	知的障害者数					-	-	96.2万人	-			
	精神障害者数					-	-	389.1万人	-			
達成手段1(開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業(令和元年度)	535百万円 123百万円	358百万円 189百万円	319百万円	1~3	・中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 ・中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。						2022-厚労-21-0767
(2)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業(令和元年度)	31百万円 20百万円	32百万円 20百万円	60百万円	5	・中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 ・中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。						2022-厚労-21-0777
(3)	後見人等への意思決定支援研修(令和2年度)	50百万円 32百万円	55百万円 29百万円	-	4	・後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 ・意思決定支援研修を通じて、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。						2022-厚労-21-0779
(4)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談(令和2年度)	187百万円 111百万円	143百万円 85百万円	123百万円	1~2	・任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 ・これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。						2022-厚労-21-0780
(5)	成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業(令和3年度)	33百万円 0	33百万円 32百万円	11百万円	-	・新型コロナウイルス感染症下において、市町村の体制整備の支援を効果的に進めるためには、新型コロナウイルス感染症発生以降の体制整備における課題や、整備スケジュールなどの把握を行う必要がある。また、事業内で構築するモデルを用いて、各市町村が簡便な推計を行い、支援ニーズや担い手数からのギャップが一定程度明らかとなることで、体制整備の必要性への気づきを改めて各市町村に対して促すことを目的とする。 ・具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、成年後見制度利用促進に係る取組状況を外部委託調査により詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。						2022-厚労-21-0783
(6)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	-	7,606百万円	23,190百万円	12	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・具体的には、以下を行う。 ① 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等必要な取組を行う。(国庫補助率:地域包括支援センターの運営 38.5/100、障害者相談支援事業 50/100以内、利用者支援事業 2/3以内、自立相談支援事業 3/4) ② 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の取組を行う。(国庫補助率:一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業 25/100、生活支援体制整備事業 38.5/100、地域活動支援センター事業 50/100以内、地域子育て支援拠点事業 1/3以内、生活困窮者の共助の基盤づくり事業 1/2以内) ③ 複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を行う。(国庫補助率:多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 3/4)						2022-厚労-21-0785
(7)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	-	3,669百万円 2,775百万円	2,760百万円	12	・令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。 ・具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。						2022-厚労-21-0767
(8)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	-	282百万円 117百万円	133百万円	12	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。						2022-厚労-21-0767



(9)	ひきこもり地域支援センター等の窓口周知・広報 (令和2年度)	10百万円	-	-	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うことを目的としている。また、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届ける意味もある。</li> <li>具体的には、ひきこもり地域センターや生活困窮者自立支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)を収集し、これを本人や家族に周知するもの。</li> </ul>	-		
		10百万円	-	-					
	(10)	ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	-	148百万円	148百万円	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により状況が変化する中においても支援が着実に実施されるよう、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、ひきこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定(シンポジウムなどはオンラインによる開催を想定)。</li> <li>ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することに寄与するもの。</li> </ul>	2022-厚労-21-0784	
(11)	ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修	-	-	15百万円	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けるためには、支援に携わる職員が、ひきこもり当事者とその家族の心情を理解した上で寄り添った支援を行うことが求められる。多様で複合的な課題をもつひきこもり当事者とその家族を地域で孤立させないよう、支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の内容や質の向上を目指す。</li> </ul>	2022-厚労-新22-0028		
<b>施策の予算額(千円)</b>		<b>令和2年度</b>		<b>令和3年度</b>		<b>令和4年度</b>		<b>政策評価実施予定時期</b>	令和8年度
		4,675,327,012		4,324,874,172		3,520,434,259			
<b>施策の執行額(千円)</b>		3,871,406,108		3,819,934,766					
<b>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</b>		<b>施政方針演説等の名称</b>			<b>年月日</b>		<b>関係部分(概要・記載箇所)</b>		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和4年2月25日		成年後見制度の利用促進については、来年度からの第二期基本計画の策定と着実な実施に取り組みます。		